

告 示

埼玉県告示第千百十八号

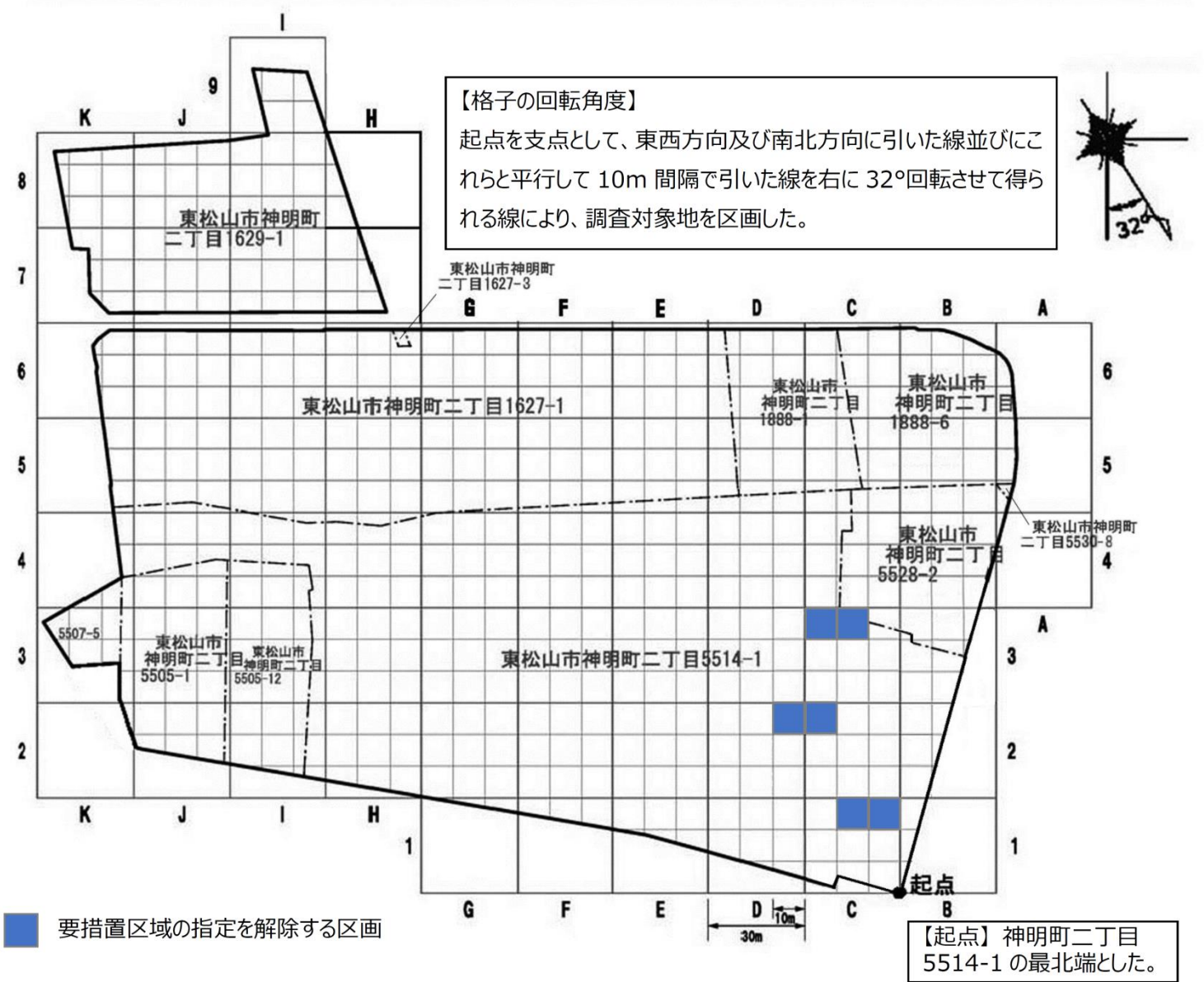
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十年埼玉県告示第八百七十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県東松山市神明町二丁目五千五百十四番一の一部及び五千五百二十八番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた指示措置等
汚染土壤の除去

別図



■ 要措置区域の指定を解除する区画

【起点】神明町二丁目5514-1の最北端とした。